

Treaty Series No. 28 (1991)

Exchange of Notes

between the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of Japan

further amending the Schedule annexed to the Air Services Agreement of 29 December 1952

Tokyo, 10 September 1990

[The Exchange of Notes entered into force on 10 September 1990]

Presented to Parliament
by the Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs
by Command of Her Majesty
May 1991

LONDON: HMSO

£3.20 net

EXCHANGE OF NOTES BETWEEN THE GOVERNMENT OF

THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FURTHER AMENDING THE SCHEDULE ANNEXED TO THE AIR SERVICES AGREEMENT OF 29 DECEMBER 1952

No. 1

The Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs to the Minister for Foreign Affairs of Japan

Tokyo 10 September 1990

Excellency,

I have the honour to refer to the Agreement between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and Japan for Air Services, signed at Tokyo on 29 December 1952, and to propose on behalf of the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland that the new Schedule of the aforementioned Agreement as set out in the Attachment shall replace the existing Schedule amended on 22 August 1967¹, 17 June 1969², 26 May 1970³, 15 April 1977⁴ and 16 September 1988⁵.

If the foregoing proposal is acceptable to the Government of Japan, I have further the honour to propose that this Note and Your Excellency's Note in reply indicating such acceptance shall be regarded as constituting an agreement between the two Governments, which shall enter into force on the date of Your Excellency's reply.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

DOUGLAS HURD

¹Treaty Series No. 103 (1967), Cmnd. 3469.

²Treaty Series No. 94 (1969), Cmnd. 4164.

³Treaty Series No. 77 (1970), Cmnd. 4452.

⁴Treaty Series No. 95 (1977), Cmnd. 6990.

⁵Treaty Series No. 9 (1989), Cm 662.

ATTACHMENT

Schedule

SECTION I

Routes to be operated by the designated airline or airlines of Japan:—

- (1) Points in Japan—points on the mainland of China to be agreed and/or on Taiwan—Hong Kong or Manila—points in Vietnam, Laos and Cambodia—Bangkok—points in Burma (Myanmar)—Colombo—points in Bangladesh, India and Pakistan—points in the Middle East—Rome—Zurich or Geneva—Frankfurt on Main or Dusseldorf—Paris—London—Prestwick.
- (2) Points in Japan—points in the United States of America (including the Aleutians, Alaska, Wake, Midway, Honolulu)—points in Canada—a point in Iceland—Copenhagen—Hamburg—a point in the Republic of Ireland—Prestwick—Manchester—London—Paris—three points in Europe.
- (3) Tokyo—Nagoya—Osaka—Fukuoka—Kagoshima—Naha—points on the mainland of China to be agreed and/or on Taiwan—Hong Kong—Ho Chi Minh City or Bankok—Kuala Lumpur—Singapore—Jakarta.
- (4) Tokyo—Nagoya—Osaka—Fukuoka—Naha—points on the mainland of China to be agreed and/or Taiwan—Hong Kong—Manila—Jakarta—Darwin—Sydney.
- (5) Points in Japan—points in Asia to be agreed—Moscow—points in Europe except the USSR—London.
- (6) Sapporo-Hong Kong.

Note 1

The agreed services provided by the designated airline(s) of Japan on these routes shall begin at a point in the territory of Japan, but other points on the routes except Route (5) may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights. As for Route (5), other points may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights unless otherwise agreed between the aeronautical authorities.

Note 2

As for the "three points in Europe" on Route (2), the designated airline(s) of Japan may exercise fifth freedom rights including stopover traffic rights between London and one out of the three points. The aeronautical authorities of Japan may select the three points and may choose at which one of the three points the traffic rights may be exercised: these selections and this choice may be changed by agreement. On Route (2), Manchester shall not be served on the same flight with London.

Note 3

On Route (4), no traffic to be discharged in Manila may be taken on board in Hong Kong and no traffic taken on board in Manila may be discharged in Hong Kong. This limitation shall apply equally to traffic originating in or stopping over at either point.

SECTION II

Routes to be operated by the designated airline or airlines of the United Kingdom:-

- (1) Points in the United Kingdom—points in Europe—points in the Middle East—points in Pakistan, India and Bangladesh—(Rangoon (Yangon) or Mandalay—Bangkok) or (Colombo—Singapore)—Ho Chi Minh City—Manila or Hong Kong—points on the mainland of China to be agreed—Fukuoka—Osaka—Tokyo.
- (2) Points in the United Kingdom—a point in the Republic of Ireland—a point in Iceland—points in Canada—points in the United States of America (including Alaska, the Aleutians, Honolulu, Midway, Wake)—Tokyo—Nagoya—Osaka—Fukuoka—Seoul—points on the mainland of China to be agreed—Hong Kong.

- (3) Hong Kong—points on the mainland of China to be agreed and/or on Taiwan—Naha—Kagoshima—Fukuoka—Osaka—Nagoya—Tokyo—Seoul.
- (4) Points in the United Kingdom—points in Europe except the USSR—Moscow—points in Asia to be agreed—Tokyo.
- (5) Hong Kong—Sapporo.

Note 1

The agreed services provided by the designated airline(s) of the United Kingdom on these routes shall begin at a point in the territory of the United Kingdom, but other points on the routes except Route (4) may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights. As for Route (4), other points may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights unless otherwise agreed between the aeronautical authorities.

Note 2

On Route (2), no traffic to be discharged in Seoul may be taken on board at points in Japan and no traffic taken on board at Seoul may be discharged at points in Japan. This limitation shall apply equally to traffic originating in or stopping over at either point.

On Route (2), Nagoya shall not be served on the same flight with either Tokyo or Osaka.

The Minister for Foreign Affairs of Japan to the Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs

Tokyo 10 September 1990

> の 書 書 簡 簡 を を Ł 受 つ 領 7 啓 た 上 ح た を 確 ま 認 す す る 本 光 大 栄 臣 を は 有 本 ま \Box す 付 け の 閣 下 の

次 る に ع ン 七 六 0 n 代 を + + + 本 書 ド た 本 簡 の 大 わ グ 年 七 連 航 大 田 合 空 (" 年 五 年 に つ 臣 九 月 業 あ は は て 1 八 添 王 る 月 提 月 付 務 国 卜 + 案 更 さ لح に 干 す 六 に + 六 関 ブ れ 日 九 は 前 る IJ 日 日 7 本 す 百 記 光 テ に 国 る 五 1 栄 ン 修 の 千 る ىخ グ 前 提 0 を 及 正 九 千 **の**: 案 有 び さ 百 九 記 間] 年 百 簡 カゞ 北 れ 七 の 1 の 部 + 及 ま た 六 協 協 び 本 す 月 T 現 七 + 定 定 ブ そ 玉 イ 行 年 九 0 に リ 年 新 言 テ + 政 四 0 0 ル 旨 府 ラ 六 及 九 付 月 た ン に ン 表 + 月 な す 及 日 の 閣 と K に + 付 る び に 五 代 北 下 日 七 表 つ 連 ح 東 部 合 わ 及 かゞ مع の 7 \Box 京 び ₽ 返 る T 簡 諾 王 干 署 1 九 名 かゞ 政 き 九 九 ル

百

百

ラ

さ

6

画

府

返 国 簡 政 府 **の** 間 \Box 付 の の 合 日 意 に を 効 構 力 成 を す る 生 ず į ئ る め Z لح لح み を な し、 提 案 す そ る の 光 合 栄 意 を かゞ 閣 有 下

添 \Box と 本 付 得 本 す 大 大 ع る の 臣 臣 日 ₺ Ł は に に の は 効 で 両 以 力 玉 あ 更 り、 上 を 政 に 生 前 を 府 申 ず 間 閣 記 る 下 の の 進 こ 合 書 の ع 意 書 簡 め る を を 簡 の に 確 及 内 構 際 認 び 成 容 する こ かゞ 日 の ここ 光 返 本 そ 栄 の 玉 簡 に 政 を 合 カゞ 重 有 意 畧 府 ね かゞ に 下 U ط こ て ま の 閣 す 書 の つ 下 返 簡 て 受 に 簡 の

別

の

向

諾

ま

の

カゝ

つ

て

敬

意

を

表

し

ま

す。

千九百九十年九月十日に東京で

日本国外務大臣

ート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

ダグラス・ハード閣下

外務大臣

別添

付表

第一部

(1) 地 点 及 台 \Box 点 び 湾 本 1 日 に 力 本 玉 ı コ 中 お 口 国 の 東 ボ け ン 内 デ 又 内・ボ る の 地 の 地 は ł 1 地 点 バ ア 点 点 内 以 ン -Ι 上 グ ı の 香 中 ラ 地 港 玉 の 口 デシ 指 1 点 又 本 は 土 定 マ 1 に 航 1 バ マ ユ = お 空 チ コ ラ け 企 1 ユ 業 ン ツ 1 る ク ヴ 協 カゞ IJ ド 定 運 及 1 1 ツ = び 地 営 エ 七 又 ヤ **|** .点 す パ は 及 る 牛 ナ ス ム び 路 ジ マ 線 タ ュ

ク

フ

ル

1

ア

厶

イ

又

は

デ

ユ

ッ

セル

K

ル

フ

I

ネ

ヴ

内

の

地

内

の

又

は

ラ

オ

ス

(2)地 む ア I 点 ラ コ 日 日 ス 本 1 -ペ ブ 内 国 口 力 内 ッ **(7)** 地 パ ス の ゥ ゲ 点 地 1 内 エ ン 点 ウ 1 の 1 \equiv 1 力 l ク ナダ ア 地 ツ ハ 島 点 ク ン 乂 IJ ブ 内 1. ミッドウ ル の カ マ 合 衆 ン グ 地 点 チ i 国 エ ア | エ ア 1 ス ア 1 1 夕 ル 島 IJ ス ラ 1 及 ラ ュ ン 1 び 1 ド ン 口 共 ホ F シ ン ド 丿 ャ 和 内 ル ン 围 の ル 列 内 l パ 地 島 を 0 点 IJ

IJ

1

口

ン

۴

Ī

プ

レ

ス

 \vdash

ウ

1

ッ

ク

(4)(3)地 ポ = け 点 る 東 東 及 京 協 京 ル 定 び 1 シ 1 1 名 テ 地 名 ジ 古 点 古 ヤ イ は 屋 屋 又 及 力 は び ル 1 1 大 バ 大 タ 阪 又 阪 湾 は に] 1 I 福 お ッ 福 台 ク け 出 岡 湾 る l 1 に 地 那 ク 鹿 点 ア お 児 覇 け 島 ラ 1 る 香 中 1 那 ラ 港 国 地 点 ン 本 覇 1 プ マ 1 中 に 香 ラ お ル 港 国 け 1 本 1 ジ ホ 土 る ン に t 協 1

ガ

チ

お

力

定

(6) (5)ル 口 夕 ツ \Box パ 本 1 国 ダ 1 ソ 内 ウ ヴ σ イ イ 地 エ 点 \vdash ļ | シ 連 ア 邦 ドニー ジ を ア 除

注 札 1 幌 飛 떘 そ お 局 る の る 行 前 こ 行 カゞ こ の 61 \Box 1 لح に と に 記 起 合 本 香 て 当 点 提 カゞ 意 かゞ 当 の 玉 港 路 供 で と た た で の き き り 線 す す り た る る る 場 上 る 又 当 当 協 は の ₹ 該 路 該 他 定 を の 指 以 線 指 業 除 で の 定 定 地 務 上 < (5)な 内 航 航 点 は ほ 上 け の の 指 空 空 は カゝ 0 n 協 企 他 企 ば 日 定 定 内 業 航 本 業 な **(**) い 61 地 ず 空 の ず 3 王 の 地 の 点 企 地 選 選 れ 点 れ な の 業 択 領 点 択 は カン カン 61 モ に に の カゞ 域 カゞ の ス ょ 又 又 内 前 口 両 ょ ク 品 つ は は 路 玉 の つ ワ す す 線 ド て の 7 の 省 地 路 1 省 航 ベ (5)空 以 点 線 略 て 略 て 日

外

の

を

に

当

す

す

の

注 2 る の め の 围 地 内 航 第 路 の 点 地 五 線 空 の ま 又 の 点 た の 当 (2)は 地 選 自 の を 局 点 択 選 そ 由 は の 以 日 は 択 ح の 三地 上 1 す 運 の Ξ る 輸 間 口 の 両 地 こ 点 権 で 指 ツ 国 点を選 と を 行 パ の ス 定 の 航 カゞ 航 内 1 内 使 空当 空 の 三 で 運 ツ 択すること 企 す き 輸 プ る 権 る オ 業 地 局 0 こと を行 は 点 の 1 ヴ 合 Z 意 使 カゞ の ア に 口 カゞ 関 す で に 1 ン = で る き ド ょ 地 U の き こ る て 点 運 ン つ る 輸 と は یے て の Ł Ξ 選 変 カゞ 権 \Box 択 更 で 本 を 地 日 の 点 き ع ع 王 す

注 3 容 に を 路 寄 積 線 航 み (4)込 で て ひ は は Z な مع 香 6 カゞ 港 な で に い き お ず、 い て は ま た、 マ = ラ マ _ で ラ 積 で み 積 卸 み さ 込 れ ま る

る

Z

لح

カゞ

で

き

る

路

線

(2)

で

は

口

ン

۲

ン

に

寄

航

す

る

便

で

7

ン

チ

エ

ス

タ

れ

貨

ヴ カン た 貨 ァ の 客 地 1 を 点 を 行 積 か う貨客に み 3 卸 発 すことが し又は ひと い でき ず < れ な 適 か 用 61 の さ 地 れ Z 点 る。 の で 制 ス 限 h は ッ 61 才 ず れ

(1)パ 土 ガ 連 ポ 若 丰 合 に 連 お ス 合 王 1 け 夕 王 国 第 < ル る は 玉 の 部 協 内 1 7 又 定 **の** ホ イ ダ 地 は 地 ン 点 チ 点 ド = 以 及 1 1 上 福 1 び 日 Ì の 出 • バ バ ン 指 シ 口 1 テ グ 定 大 コ ツ 阪 ラ 航 パ イ ツ 内 デ 1 空 ١ シ 東 の 企 マ <u>-</u> 又 地 業 京 ユ は 点 ラ 内 カゞ 又 運 σ 1 は 営 地 コ 中 杳 点 す 東 港 ン i 内 る 路 ボ Τ **(7)** 地 中 線 ヤ 1 王 点 本 ゴ

(2)

連

合

王

王

内

0

地

点

1

ア

1

ル

ラ

ド

共

和

国

内

の

地

点

1

ア

1

13

ラ び ス 岡 ラ ウ ス 1 力 ソ エ ド ゥ } ア 内 ク ル 息 IJ の を 中 ユ 含 地 1 国 点 本 シ む 土 ヤ 1 に 力 ナ 内 列 お ダ 島 け 0 内 地 る 協 点 の ホ 地 定 J 点 地 東 ル 点 京 ル 1 ア ļ 1 名 = 香 メ 古 港 IJ ッ F 力 屋 合 ウ ! 衆 大 エ 玉 阪 島 1 及 ア 福

(3)(5)(4)る < 地 連 香 香 点 港 港 合 内 王 1 1 那 札 中 **の** 玉 覇 幌 地 国 内 本 点 の 鹿 土 1 地 児 に モ 点 お ス 島 -ク 1 け 日 る ワ 福 協 出 ア 定 口 大 地 ジ ッ 阪 点 ア パ 内 及 -び 名古屋 の ソ 協 ヴ 又 定 イ は i 地 エ 東 点 1 台 京 連 湾 東 京 邦 に ソ を お ゥ 除 ル け

注 1 に 以 を お 外 連 合 Z 0 い 前 王 の 7 提 記 起 王 点 供 の の 路 ع す 又 線 す る は 上 る 協 定 の ₽ 以 他 業 の 務 -で の 地 な は の 指 点 け は 連 定 n 航 ば 空 な 王 い ず 3 国 企 業 れ な の カゞ 領 カゝ い の 域 カゞ 前 又 内 記 は 路 0 \mathcal{O} 路 す 線 地 線 (4)

注 2 卸 略 は 積 て 空 略 て の 当 の み さ 路 す す 込 線 る 飛 る 떘 7 れ 局 行 Z 行 かゞ こ ま ず る (2)貨 لح 合 لح に に れ で れ 当 意 が 当 客 は カゞ た カゝ 貨 を で し で た の きる。 た 客 積 り きる。 日 地 場 本 を み 点から発し又は 積 当 込 玉 合 該 を 路 み む 内 卸 指 除 線 Z の すことは 定 地 ح < (4)航 が 点 ほ 上 空 で カン の に き お 企 他 いず でき ず 業 61 い 0 地 ず て の れ な 選 ま は れ 点 か い 択 た ソ は カン の ウ に の 地 ル ょ 又 両 ソ 点 ウ 玉 **(7)** で つ

積

み

航

7

は

な

5

な

い

路 線

(2)

で

は

東

京

又は

大阪

に

寄

航

する

便

で

名

古

屋

に

寄

ト

オ

ヴ

ア

を

行う貨客

に

ひ

لح

U

<

適

用

さ

れ

る

(

ス

制

限

(,

た り、 当 該 指 定 航 空 企 業 の 選 択 に ょ は つ す 7 7 0 航 省

[Translation of No. 2]

Tokyo, 10 September 1990

Excellency,

I have further the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date which reads as follows:

[As in No. 1]

I have the honour to confirm that the contents of the above Note are acceptable to the Government of Japan and that Your Excellency's Note together with its Attachment and this reply shall constitute an agreement between the two Governments which shall enter into force on the date of this reply.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

TARO NAKAYAMA

[Annex as in No. 1]



Printed in the UK by HMSO Dd 0101492 C7 1475/1 5/91 3205214 19542